

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 4
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 5
- 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部改正 (税務課) 5
- 亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (保険医療課) 6
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課) 7
- 亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課) 8

—— 規 則 ——

- 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 (人事課) 9

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 16
- 令和2年度亀岡市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱 (子育て支援課) 16
- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正 (商工観光課) 23
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止 (教育総務課) 23
- 亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱の廃止 (教育総務課) 23
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 23

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 24
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 25
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 25
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (子育て支援課) 25

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱施行規程の廃止 30

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和2年5月定例総会の開催 31

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 令和2年6月の市長等に支給する期末手当の支給額を、次のとおり改正することとした。

	改正内容
市長	現行支給額から10分の5を乗じて得た額を減じた額
副市長	現行支給額から10分の3を乗じて得た額を減じた額
教育長	現行支給額から10分の2を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するための地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正した。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少により特定日までに徴収金を一時に納付することが困難である場合に、無担保かつ延滞金なしで徴収を猶予する特例に係る手続を定めることとした。
- (2) 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、その事業の用に供する家屋及び償却

資産について一定の割合で固定資産税及び都市計画税を軽減する措置を図ることとした。

- (3) 新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から一定の要件に基づき取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例措置を拡充することとした。
- (4) 軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6箇月延長することとした。
- (5) 個人の市府民税における住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を延長することとした。
- (6) その他所要の規定整備を図ることとした。

- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行した。ただし、1の(5)の改正は、令和3年1月1日から施行することとした。

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うこととした。

- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行した。

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、次のとおり亀岡市国民健康保険条例の一部を改正した。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被
用者等に対する傷病手当金を支給すること
とした。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により
一定程度収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料の減免を行うため、所要の
規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を
定めることとした。
- 3 この条例は、令和2年5月7日から施行し
た。

亀岡市介護保険条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と
して、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り一定程度収入が減少した被保険者等の介護
保険料の減免を行うため、所要の規定整備を
図ることとした。
- 2 この条例は、令和2年5月7日から施行し、
令和2年2月1日から適用することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条
例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

特別職の職員で常勤のものとの給与
に関する条例の一部を改正する条
例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条
例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を
次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する期末手当の特例）

- 1 2 令和2年6月に支給する市長等の期末手
当については、第8条の規定により算定した
額に市長は10分の5、副市長は10分の3
及び教育長は10分の2を乗じて得た額を減
じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する期末手当の特例）

- 1 令和2年6月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当については、第5条の規定により算定した額に10分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第57条又は第58条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第57条若しくは第58条」を加える。

附則第10条の2第16項中「をいう」の次に「。第19項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

- 19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第57条又は第58条」を「第59条又は第60条」に、「第57条若しくは第58条」を「第59条若しくは第60条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62

条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第3条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第4条 亀岡市都市計画税条例の一部を次のよ

うに改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行する。「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5

円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主

から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

- 1 2 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に、改正後の附則第12項の規定は令和2年2月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症に係り市長が別に定める者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

「揭示済」

規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

13 その他市長が特に必要と認める場合	必要と認められる期間
---------------------	------------

」

を

「

13 会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
14 その他市長が特に必要と認める場合	必要と認められる期間

」

に改める。

別表第4の10の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第125号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年5月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 過1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 所在地 省略

(2) 変更年月日 令和2年4月19日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中澤 秋夫

(2) 変更年月日 令和2年4月19日

(3) 変更理由 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 寺町 勝弘

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「葎田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 稻荷 博司

2 変更年月日

令和2年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 安藤 茂樹

2 変更年月日

令和2年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 平井 國晴
- 2 変更年月日
令和2年4月19日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 澤 常夫
- 2 変更年月日
令和2年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町大野区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 鈴木 良兼
- 2 変更年月日
令和2年4月11日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和2年4月26日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 小川 力山
- (2) 変更年月日
令和2年4月26日
- (3) 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 小島 聖吾

2 変更年月日

令和2年4月25日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 大石 佳重

2 変更年月日

令和2年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 紺谷 忠義

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 秀幸

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 健文

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年5月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 吉村 直人

2 変更年月日

令和2年5月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

令和2年度亀岡市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

令和2年度亀岡市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領（令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付措置として実施する、令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の臨時特別給付措置として亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記第1に掲げる子育て世帯への臨時特別給付金が支給される者をいう。

(3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。

(4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

(5) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金の金額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の支給の通知を行う。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書（別記第1号様式）により、子育て世帯への臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座（同日以後に児童手当支給口座の変更があった場合は、変更後の口座）に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する子育て世帯への臨時特別給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から最長で4箇月とする。

（公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第7条 公務員支給対象者は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（別記第3号様式。以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 公務員支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書又はこれに準ずるもの又はその写し等を提出又は提示させることにより、当該申請者の本人確認を行う。（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和3年3月31日までに指定口座への振込が口座解約又は変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書

の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとし、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）に対して支給する。
- 2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>(1) 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>(2) 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童である場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>(3) 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童に係る児童手当</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合	
---	--

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。）とする。

別記第1号様式（第4条関係）

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書

受付印

(宛先) 亀岡市長

1. 私は、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
2. 本届出により、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に添付し提出します

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

第2号様式（第5条関係）

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

(宛先) 亀岡市長

受付印

1.届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

氏名 (フリガナ) (姓) (名) (姓) (名)	性別	生年月日	記入日
〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	男・女	年 月 日	年 月 日
〒 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	現住所		
電話 (〇〇) 〇〇〇〇 〇〇〇〇	※日中連絡のつく通帳先住所 (令和2年3月31日(又は同年2月29日)現在の住民票所在) ※現住所と同じ場合は記載不要		

※記載用印に代えて署名することができます。

※下欄の事項(1)～(6)に誓約の同意の上、申請します。

2.新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限りませう。)

□ア 指定の金融機関口座(原則1.の届出者の口座とします)への振込みを希望 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
1. 銀行支店 2. 銀行支店 3. 信用金庫支店 4. 信用金庫支店	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座	1. 届出者名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表紙に合わせてください。	
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期預入出金のない口座を記入しないでください。

□イ 窓口での現金支給を希望 ※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認書類を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(2のア)を選択した場合は、提出してください。

本人確認書類

(2のイ)を選択した場合は、提出してください。(

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

【誓約・同意事項】

- (1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要書類等の公簿等の確認を行うと必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和2年12月31日までに、市区町村が届出書に連絡・確認できない場合に、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- (6)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

第3号様式(第7条関係)

公務員 子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

令和2年6月31日(又は同年6月29日)時点の住民票所在市区町村
市区町村長殿

〒(フリガナ)から選択してください。
印刷してください。

1. 申請・請求者
記入日 令和 年 月 日
市区町村 受付印
住所(別居の場合のみ記入)
申請・請求者の現住所
性別 生年月日
氏名 姓 名
電話番号()
所属市 町 区 支 店 番 号
申請・請求者の住所(令和2年6月31日又は同年6月29日時点の住民票所在市区町村)
※現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童
令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。
※「支給対象児童」の範囲については記載要件を参照してください。

※同居・別居の別については令和2年3月31日時点の状況を選択してください。

No.	氏名	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		
5			年 月 日		

3. 申請額・請求額
対象児童数 人 申請額・請求額 円
※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要件を参照してください。)

公務員児童手当受給状況証明欄
※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。
申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人の対象児童に係る
令和2年4月分(同年3月分を含む)の児童手当の受給者であること等について証明します。
年 月 日 証明者 印
証明欄 附番
証明事務担当
職員・担当係
電話番号
(日本産業規格A列4番)

4. 受取方法

児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則1.1の申請・請求者の口座とします。)への振込み
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名 支店名 口座番号(フリガナ) 口座名義
金融機関種別
※のうち、上欄行を添付された場合は、(振込用の)氏名・預金種目・口座番号(桁数)(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期預入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】

- (1)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- (2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料他行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により変更が定まらず、かつ、市区町村が定める期限内までに申請・請求者が連絡・確認できない場合に、市区町村は当該申請を取り下げられたものとなります。
- (6)給付金の支給後、平成20年の所得制限額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上となった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合などは、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ) が分かる通帳やキャッシュカードの写し

「揭示済」

亀岡市告示第141号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和47年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

別表一般資金の項から東日本大震災緊急資金の項までを削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から実施し、令和2年6月2日以降の融資にかかる利子補給金から適用する。
（経過措置）
- 2 令和2年6月1日以前の融資にかかる利子補給金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第142号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）は、廃止する。

令和2年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱（平成27年亀岡市告示第78号）は、廃止する。

令和2年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
令和2年5月28日（金）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 3台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日～土曜日
午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第30号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和2年6月11日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和2年6月12日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和2年6月26日までにこれを申し出ることができる。

令和2年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和2年5月13日
至 令和2年6月11日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第31号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和2年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年5月18日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年5月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市旭町井戸ノ下211の一部、212の一部、213の一部、2009の一部（関連区域）
亀岡市旭町井戸ノ下74の3の一部、1004の一部、2008の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市旭町岩ヶ谷82
山階区

「揭示済」

亀岡市公告第33号

令和2年度亀岡市こどものあそびば整備業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市こどものあそびば整備事業

(2) 業務内容

本市の生涯学習施設である「ガレリアかめおか」内に所在する「エイジレスセンター」に、子ども達が天候に左右されることがなく、のびのびと遊ぶことができる環境を整えるために必要となる遊具を設置し、当該遊具の管理、その他必要な体制整備に必要となる環境整備を実施する。

(3) 業務場所

ガレリアかめおか内「エイジレスセンター」（亀岡市余部町宝久保1-1）

- (4) 業務期間
 契約締結の日から
 令和3年3月31日まで
- (5) 見積限度額
 36,000,000円
 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本業務と同種・同類の整備等の受託実績を3件以上有し、かつ、国や地方公共団体等と直接契約や協定等を締結し、事業実施した実績を1件以上有する法人であること。
- (2) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において

「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 業務一括再委託しない者

3 手続等

- (1) 実施要領

ア 交付期間

令和2年5月25日（月）から

令和2年6月7日（日）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、

午前9時00分から午後5時00分まで

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

- (2) 参加申込み

<p>ア 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1） 事業所概要（様式3） 業務実績書（様式4） 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し ※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。</p> <p>イ 部 数 正本1部、副本1部</p> <p>ウ 提出方法 郵送又は持参</p> <p>エ 提出場所 亀岡市こども未来部子育て支援課 郵便番号 621-0805 所在地 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地 （亀岡市保健センター内） 電話番号 0771-25-5126 F A X 番号 0771-25-5128</p> <p>オ 提出期限 令和2年6月10日（水） 午後5時00分まで</p> <p>(3) 質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付期間 令和2年5月26日（火）から 5月29日（金）午後5時00分まで</p> <p>イ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はF A Xで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。</p> <p>ウ 回答日・回答方法 令和2年6月2日（火）中に本市ホームページにおいて回答する。</p>	<p>エ 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。</p> <p>(4) 企画提案書の提出方法 参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。</p> <p>ア 提出書類 「(5) 企画提案書について」に記載のとおり</p> <p>イ 提出部数 正本1部、副本10部</p> <p>ウ 提出方法 持参</p> <p>エ 提出先 「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 受付期間 令和2年6月12日（金）から 6月18日（木）まで ※受付は、土日、祝日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで （正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(5) 企画提案書について 企画提案書は、次のとおりとする。</p> <p>ア 企画提案書表紙（様式6）</p> <p>イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）</p> <p>ウ 工程表（様式自由）</p> <p>エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し、割印をしておくこと。）</p> <p>オ 予定担当者調書（様式7）</p>
---	--

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

- (1) 日時
個別に通知する。
- (2) 場所
亀岡市保健センター
- (3) 出席者
出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間
60分以内（準備5分、説明20分、質疑応答30分、片付け5分）
- (5) 内容
説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器
プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

5 結果通知等

- (1) 優先契約交渉事業者の決定
選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。
なお、最高評価点を得た者が評価配点の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。
- (2) 結果通知
審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知す

るとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出

書類を公開することがある。

- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

7 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地

(亀岡市保健センター内)

亀岡市こども未来部子育て支援課

(こども政策係)

電話番号：0771-25-5126

FAX：0771-25-5128

電子メール：

fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

任免及び辞令

荒木 将 光

亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

山本 隆 志

湯 浅 豊

中澤 基 行

藤原 庸 右

廣瀬 照 雄

上田 政 行

長尾 繁

木曾 布 恭

谷口 貢

串崎 哲 史

山田 実

(各 通)

塚本 政 雄

竹内 光 雄

櫻井 邦 男

荒木 昌 幸

西村 満

法貴 良 好

佐藤 滋

竹岡 敏

小林 仁

山内 勇

太田 貴久男

法貴 雅 男

亀岡市自治委員に委嘱します

中澤 基 行

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します

任期は令和2年10月31日までとします

令和2年5月1日

塚本 政 雄

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

任期は令和3年12月20日までとします

塚本政雄
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は令和2年9月4日までとします
令和2年5月19日

(各 通) 藤井孝夫
山脇英富
上原弘明
安本洋一

亀岡市農業委員選定委員に委嘱します
任期は令和3年5月26日までとします
令和2年5月27日

教育委員会欄

告 示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
施行規程（昭和50年亀岡市教育委員会告示第
1号）は、廃止する。

令和2年5月27日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

久 保 典 明
 川 勝 哲 也
 黒 田 賢 次
 山 田 実
 江 口 昌 道
 中 澤 猛
 倉之段 昇
 八 木 辰 夫
 伊豆田 藤吉郎
 迫 間 勝 樹
 福 西 茂 樹
 湯 浅 邦 博

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱します

任期は令和4年4月30日までとします

令和2年5月1日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第5号

令和2年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年5月7日

亀岡市農業委員会
 会長 酒井省五

記

1 日 時

令和2年5月12日(火)

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について

「揭示済」